

入札後審査型一般競争入札における審査順位くじについて

平成26年7月1日以降に公告する愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領の適用を受ける工事入札案件（以後「工事入札案件」という。）において、開札の結果、落札候補となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者（以下「落札候補者」という。）が2者（共同企業体の場合を含む）以上である場合は、くじ引きにより落札候補者として入札参加資格要件の審査（以下「事後審査」という。）を行う順位を決定することとします。

1 概要

これまで、開札（総合評価落札方式の場合は開札して評価値を算出）した結果、落札候補者が2者以上いる場合は、すべての落札候補者から入札参加資格確認のための追加資料を提出いただき、事後審査を行った上で、くじ引きにより落札者を決定していましたが、平成26年7月1日以降に公告する工事入札案件から、すべての落札候補者で事後審査前にくじ引きを行い、事後審査を行う順位を決めた上で、第1順位となった落札候補者について事後審査を行い、審査の結果、資格が確認できた場合、落札者として決定します。

仮に、第1順位の落札候補者の入札参加資格が確認できなかった場合又は総合評価落札方式の場合で評価値が下方修正された場合は、当該候補者を落札候補者から除外し、第2順位の落札候補者の事後審査を行います。以後、落札者が決定するまでこの処理を繰り返します。

2 くじ引き実施から事後審査までの流れ

くじ引きについては、開札後（総合評価落札方式の場合で評価値の疑義照会期間がある場合は、疑義照会期間終了後）に実施します。

決定した第1順位の落札候補者には、事後審査のための追加資料の提出依頼を行うので、速やかに発注機関まで FAX、電子メール又は持参により提出してください。

(参考：くじ引きでの事後審査順位付けの手順について)

くじ引きは、開札に立会う入札参加者（以下、開札立会人という。）が行います。都合により立ち会えない場合は、入札に関係ない職員に開札立会を依頼し、くじ引きになった場合もその者がくじ引きを行うこととなりますので、御了承ください。

手順は次のとおりです。

<順位付けの手順>

- (1) 開札立会人の話し合い又はじゃんけんにより、くじ引きの順番を決めます。
- (2) 用意したくじ引き用紙に引かれている直線を、(1) で決めた順番で選んでいきます。
- (3) 選んだ直線の先に書かれた番号の早い方から審査順位を決定します。

(例) 3者によるくじ引きの場合

(1)



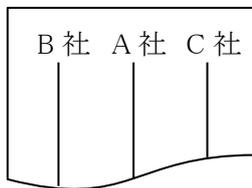
又は



(くじ引き順位)

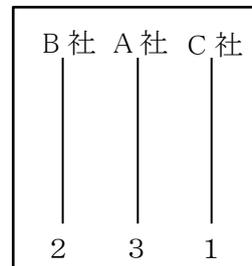
B社 1番
A社 2番
C社 3番

(2)



※下段の番号表示は確認できません。

(3)



審査順位 第1順位 C社
第2順位 B社
第3順位 A社